

佐賀駅前広場詳細設計等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

平成31年4月26日

佐 賀 市

目 次

1. 業務の背景と目的	1
2. 業務概要	1
3. 提案参加要件	2
4. スケジュール	3
5. 質問の受付と回答方法	3
6. 参加申込み手続	3
7. 提案書等の提出	4
8. 審査方法及び審査基準	5
9. 失格	6
10. 契約	6
11. その他留意事項	6
12. 事務局	6

添付資料

- ・佐賀駅前広場詳細設計等業務委託仕様書
- ・提案書様式
 - 第1号様式 参加表明書
 - 第2号様式 提案書
 - 第3号様式 会社概要書
 - 第4号様式 配置技術者の経歴
 - 第5号様式 業務の実施方針および実施手法
 - 第6号様式 特定テーマ①に関する提案
 - 第7号様式 特定テーマ②に関する提案
 - 第8号様式 その他の提案事項
 - 第9号様式 見積書
 - 第10号様式 誓約書
 - 第11号様式 質問書

1. 業務の背景と目的

本市では、「中心市街地活性化基本計画」に基づき、街なか4核構想エリアを中心とした街なか再生や、シンボルロードである中央大通りの再生など、中心市街地の賑わい創出に向けた取り組みを進めてきた。佐賀駅周辺地区は、この中心市街地の北部エリアに位置しており、駅利用者など当該地区の人の流れを既成市街地方面へと誘導する役割が期待されている。

また、令和5年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催を控えて、佐賀県では、佐賀駅周辺地区の北側に位置する佐賀県総合運動場周辺を県民スポーツの活動拠点として、「SAGAサンライズパーク」を整備する計画が進められており、8,000人規模のアリーナ新設などによる大規模な集客が見込まれている。

本市では、佐賀県によるこうした整備や、令和4年の九州新幹線西九州ルートの開業を契機とした交流人口の拡大を見据えて、県都の玄関口である佐賀駅周辺地区の魅力向上を図るとともに、街の南北軸（SAGAサンライズパーク周辺～佐賀駅周辺地区～既成市街地）を強化し、中心市街地全体の賑わい創出につなげることを目指して、平成28年度に佐賀駅周辺地区の整備の方向性を提示する「佐賀駅周辺整備構想」（以下、「整備構想」という。）を策定し、さらに平成30年度には「佐賀駅周辺整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定したところである。

本要領は、整備構想及び基本計画に基づき、佐賀駅前広場等を街のランドマークであるとともに、交通結節機能、交流機能を兼ね備えた拠点として再整備するにあたって、詳細設計等（以下、「本業務」という。）を行うため、公募型プロポーザル方式により、技術提案、市民及び駅利用者等の意見聴取の手法等についての提案を求め、提案内容を総合評価することで本業務に最も適した受託優先交渉権者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

佐賀駅前広場詳細設計等業務委託

(2) 業務内容

別紙「佐賀駅前広場詳細設計等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 委託料上限額

56,000千円

消費税及び地方消費税額を含むが、本プロポーザルによる契約締結後に消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税額に変動が生じた場合は、契約金額に相当額を加減して支払う。

3. 提案参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

また、複数の事業者がグループを構成して参加しようとする場合は、管理技術者が所属する事業者を代表事業者とし、参加する全事業者が次に掲げる要件すべてを満たさなければならない。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

②会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者

③参加表明書の提出期限までの間、佐賀県又は佐賀市から指名停止措置又は指名回避措置を受けていない者

④国税及び地方税に未納がない者

⑤自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 複数提案参加の禁止

参加者が提案できるのは、1提案のみとする。

(3) 他の参加者の構成員となることの禁止

既に参加している者、又は参加者の構成員となっている者が他の参加者の構成員になることはできない。

4. スケジュール

公募開始	平成31年4月26日（金）
質問の受付期間	平成31年4月26日（金）～令和元年5月22日（水） 17時
質問への回答	令和元年5月29日（水）
参加表明書の提出期限	令和元年6月7日（金）17時
提案書等の提出期限	令和元年6月21日（金）17時
審査会に関する通知	令和元年6月28日（金）までに通知 ※予備審査を行った場合は、その結果を併せて通知
審査会の開催	令和元年7月4日（木）
審査結果通知	令和元年7月8日（月） ※予定

5. 質問の受付と回答方法

本プロポーザルに関する質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（第11号様式）による。

(2) 提出期限

令和元年5月22日（水）17時（期限後の質問には回答しない。）

(3) 提出方法

質問書（第11号様式）により、事務局へ電子メールにて送信することとし、送信後は到達確認のため事務局に電話確認をすること。（sagaeki@city.saga.lg.jp）

(4) 回答方法

提出された質問を取りまとめたうえで、質問事業者名は記載せずに令和元年5月29日（水）に佐賀市ホームページ上に回答を掲載するほか、質問書を提出した全ての事業者に対して電子メールにて回答する。

6. 参加申込み手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明を行うこと。

なお、事業者グループを構成する場合は、代表事業者が責任を持って参加する全事業者の参加要件を確認すること。

①参加表明書（第1号様式） 正本1部

②提出期限 令和元年6月7日（金）17時

③提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合は令和元年6月7日消印まで有効）

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案書（正本1部、副本9部）

第2号～第8号様式に必要事項を記入すること。

なお、企画提案を求める特定テーマは、以下に示す2点とする。

特定テーマ①

佐賀駅前広場に整備予定の交流広場の活用、管理及び運営に向けた市民・利用者参加型の検討手法（※）及び具体的な活用、管理及び運営方法について

（※ワークショップ等の企画（実施回数、参加対象者の設定・人数等を具体的に提案））

特定テーマ②

市道三溝線における歩きたくなる仕掛けづくりと歩道空間の活用、管理及び運営の手法について

その他の提案事項：提案がある場合は、第8号様式に記載すること。

②見積書（第9号様式）（正本1部、副本9部）

見積りに係る積算内訳書を添付すること（様式任意）。

③付属書類（1部）

付属書類として誓約書（第10号様式）を提出すること。なお、事業者グループを構成する場合は代表事業者のみが作成し、1部を提出すること。

(2) 提出期限

令和元年6月21日（金）17時（郵送の場合は令和元年6月21日消印まで有効）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

8. 審査方法及び審査基準

(1) 審査会

審査は、有識者及び佐賀市職員で構成する「佐賀駅前広場詳細設計等業務委託プロポーザル審査会」（以下、審査会という。）において実施する。（審査員は下表参照）

なお、参加表明書を提出した者（事業者グループ構成員を含む。）は、選考委員に対して本プロポーザルに関して接触を求めてはならない。

接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査に影響を与える不正行為があったものとして失格とする。

所属	役職	氏名
佐賀大学 芸術地域デザイン学部 地域デザインコース	教授	有馬 隆文
福岡大学 工学部 社会デザイン工学科	教授	柴田 久
佐賀商工会議所	副会頭	香月 道生
九州旅客鉄道株式会社	佐賀鉄道部長	中島 英明
株式会社ワークヴィジョンズ	代表取締役	西村 浩
佐賀市	副市長	白井 誠
佐賀市建設部	部長	干潟 隆雄

(2) 審査方法

審査の方法については、以下のとおりとする。

- ①審査はプレゼンテーション及びヒアリングにより行い、1者につき35分(説明20分、質疑15分)を予定し、順次個別に行う。なお、プレゼンテーションは、管理技術者及び担当技術者が出席のうえで説明を行う。
- ②プレゼンテーションは提案書を用いて行うものとする。ただし、説明を補足するために追加資料やモニターを用いることを認める。(モニターにパソコンを接続し表示可能)
- ③モニターは佐賀市が準備するが、パソコンは参加者が持参すること。
- ④会社案内やパンフレット等の参考書類がある場合は別綴じとし、散逸しないように冊子としてまとめること。
- ⑤審査項目に基づき評価し、参加者の順位付けを行い評価が最も高かった者を最優秀者として受託優先交渉権者とする。
- ⑥提案書等の提出者が多数の場合、事務局による予備審査を実施し、審査会におけるプレゼンテーション等の実施を求める事業者を選定する。
- ⑦審査会会場等の詳細については、別途連絡する。

(3) 審査項目

審査項目については、次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
①業務実施体制		
事業者の業務実績	事業者は、同種・類似業務を受託した十分な経験および表彰・受賞の実績があるか。	5
配置技術者の的確性	同種・類似業務の経験を有した、専門性の高い技術者が配置されているか。	10
ワークショップ等の業務実績	ファシリテーター等の経験及び業務実績能力がある技術者が配置されているか。	10
地元企業の参加	佐賀市内に本店がある地元企業の参加があるか。	5
②業務の実施方針		
実施方針、業務内容の的確性	整備構想及び基本計画で提示された対象地区の特性・課題点を踏まえたうえで、業務の実施方針および業務内容が的確に設定されているか。	10
業務フロー、工程等の実現性	業務フローや工程等が効率的、かつ実現性の高い内容となっているか。	10
地域理解度	本市の現状やまちづくりの方向性を理解し、これに対応した内容となっているか。	10
③企画提案の内容		
特定テーマ①の的確性、実現性、創造性	問題・課題設定が的確であり、実現性・創造性の高い提案内容となっているか。	15
特定テーマ②の的確性、実現性、創造性	同上	15
提案の独創性および取り組み意欲	独創的な視点による、意欲的な提案となっているか。	10
合計		100

9. 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがある。

- ①本要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- ②本要領で定めた様式及び要件に適合しないとき。
- ③提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ④提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ⑤審査に影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- ⑥提案書の提出から契約締結までの間に3(1)③の措置を受けることとなったとき。
- ⑦その他本要領に違反すると認められたとき。

10. 契約

受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務の詳細について協議を行ったうえで、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結する。

また、契約内容に関する協議が成立しないとき又は契約の締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが参加資格の要件を欠いたときは、審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

11. その他留意事項

その他の留意事項については以下のとおりとする。

- ①提案書等の様式は、市のホームページより入手すること。
- ②提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務を事業者が提示したものであるとする。
- ③提案参加に際しての必要な費用は、提案参加者の負担とする。
- ④原則として、提出された書類等は返却しない。
- ⑤提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的外には使用しない。
- ⑥提出された書類は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複製することがある。
- ⑦審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。
- ⑧本要領に定めるもののほか、必要な事項は本市が別に定める。

12. 事務局

佐賀市 佐賀駅周辺整備構想推進室 事業係（担当：西、園田）

所在地 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL 0952-40-7009（直通）／FAX 0952-40-7381

メールアドレス sagaeki@city.saga.lg.jp